

お問い合わせ先です!!

「農地中間管理事業」に関する詳細は、公益財団法人しまね農業振興公社のホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

しまね農業振興公社

検索

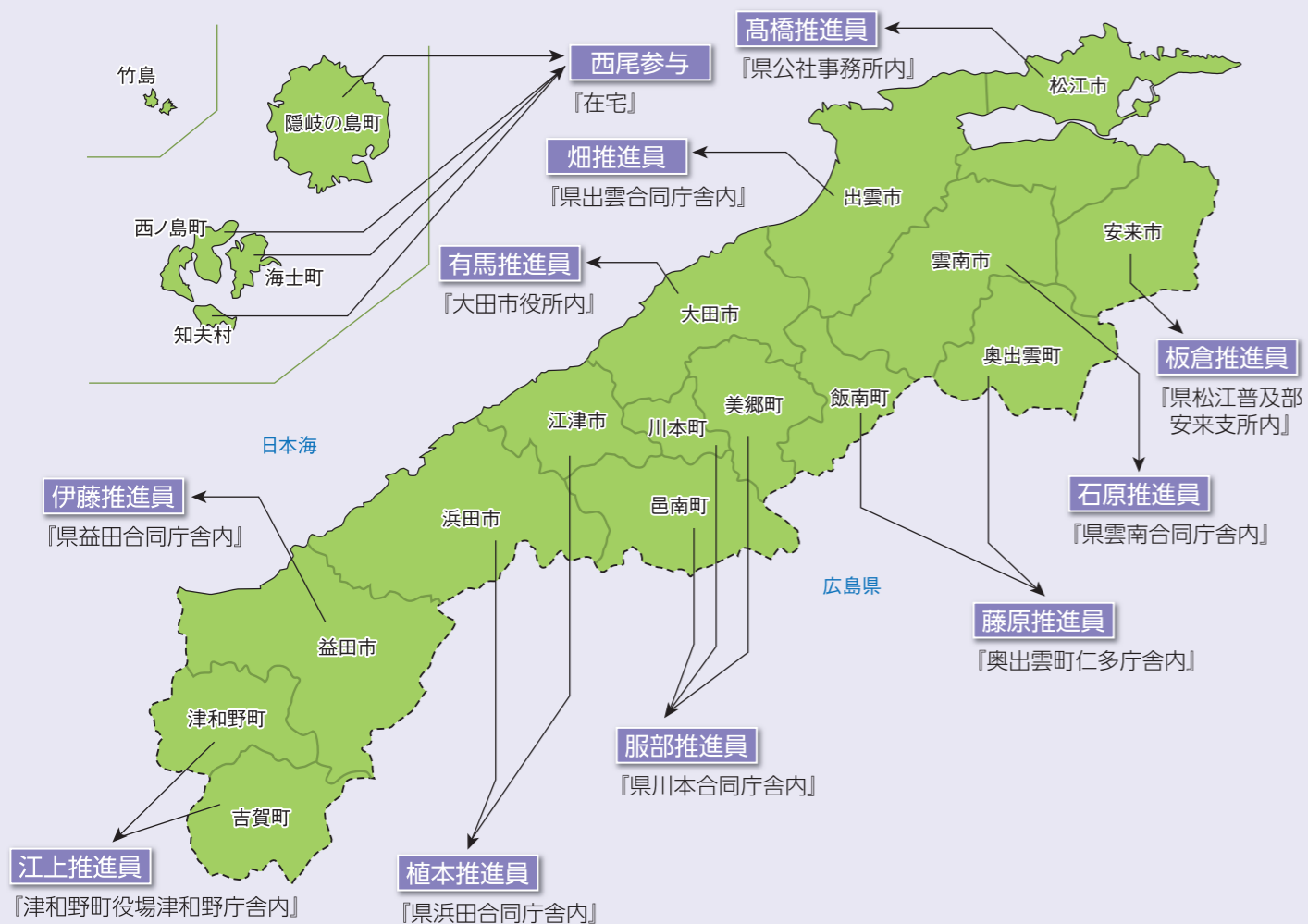


県公社事務局

(公財)しまね農業振興公社 〒690-0876 松江市黒田町432-1 TEL 0852-20-2871 FAX 0852-31-9864

県公社農地集積推進員

“貴方の近くに推進員がいます”



こんな時に!!

農地を貸したい

- もう農業をやめたい
- 農地は持っておきたいけど耕作は続けられない
- 経営の規模を縮小したいなど...

農地を借りたい

- 農地を増やしたい
- 農地を借りて耕作したい
- 農地をまとめたいなど...



地域農業を将来にわたって守るため、「農地中間管理事業」を活用しましょう。

農地中間管理機構を
活用して農地の貸し借りを
してみませんか!!



島根県

公益財団法人しまね農業振興公社

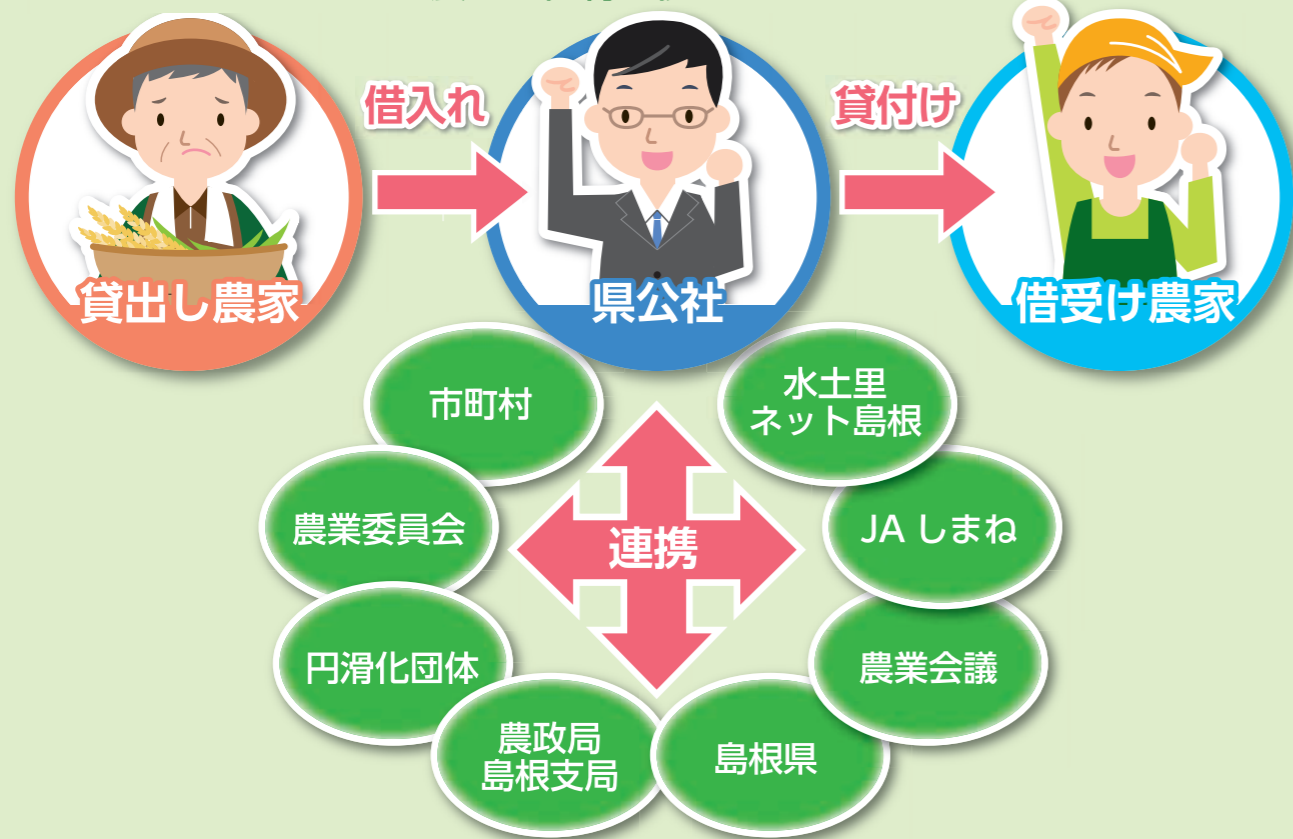
(島根県農地中間管理機構)

しまね農業振興公社農地集積推進員の連絡先です!!

松江地区 (松江市)	TEL.080-8235-3066
安来地区 (安来市)	TEL.080-2938-7480
雲南地区 (雲南市)	TEL.080-8235-8608
出雲地区 (出雲市)	TEL.080-2920-2867
奥出雲・飯南地区 (奥出雲町、飯南町)	TEL.080-2944-2125
大田地区 (大田市)	TEL.080-2889-7883
邑智地区 (川本町、美郷町、邑南町)	TEL.080-8236-2878
浜田・江津地区 (江津市、浜田市)	TEL.080-2944-2366
益田地区 (益田市)	TEL.090-7139-2237
津和野・吉賀地区 (津和野町、吉賀町)	TEL.080-2920-2871
隠岐地区 (隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村)	TEL.080-2920-2869

事業のイメージです!!

農地の権利が移るイメージ



活用される場合の主な条件です!!

- 農業振興地域内の農用地等が対象です。
- 受け手が確保される見込みのある農用地等であることが必要です。
- 貸借期間は、原則10年(3年・5年も可)です。
- 賃借料については、金納(無償も含む)、物納のいずれかです。

※借入が難しい場合もあります。まずはご相談をお願いします。

事業のメリットです!!



県公社へ貸される方

- ① 機構集積協力金の対象となり得ます。(※内容は次のページ参照)
- ② 経営移譲年金の加算付年金の受給対象となります。

県公社から借りられる方

- ① 複数の貸付者がおられる場合、県公社が中間保有することで、貸借に係る手続きの複雑化が解消されます。
- ② 農地の畦畔除去等簡易な整備の事業対象となり得ます。

機構集積協力金の内容です!!

項目	地域に対する支援 (地域集積協力金)	個々の出し手に対する支援									
		経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)	農地の集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)								
交付対象	市町村内の「地域」(集落、大字、小学校区など外縁が明確であること)	機構に貸付けることにより「経営転換する農業者」、「リタイアする農業者」及び「農地の相続人で農業経営を行わない者」	機構の借受農地に隣接する農地や2筆以上の隣接している農地を機構に貸付けた際の所有者や耕作者								
※主な交付要件	「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること。 ※すでに賃借権等に基づいた耕作が行われている農地を、同一借受人が機構を通じて借り換える場合は交付対象になりません。 (ただし、広域連携組織の設立を予定していたり、検討していたりする地域については交付対象となり得ます)	全自作地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸付けられること	交付対象農地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地が集約化された形で機構から受け手に貸付けられること								
交付単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機構への貸付割合</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2割超5割以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>5割超8割以下</td> <td>1.4万円/10a</td> </tr> <tr> <td>8割超</td> <td>1.8万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)機構に貸し付けられる日の前1年以内に、担い手が所有権や賃借権等に基づいた耕作又は特定農作業受託をしたことがある農地は交付単価が2分の1となります。(ただし、集約化を図る農地については上表の単価となります)</p>	機構への貸付割合	交付単価	2割超5割以下	1.0万円/10a	5割超8割以下	1.4万円/10a	8割超	1.8万円/10a	1万円/10a (1交付対象者当たり上限70万円)	5千円/10a
機構への貸付割合	交付単価										
2割超5割以下	1.0万円/10a										
5割超8割以下	1.4万円/10a										
8割超	1.8万円/10a										

※他にも細かい要件がありますので詳細は、最寄りの市町村又は島根県農業経営課へおたずね下さい。



地域集積協力金につきましては、優先的に予算を配分する要件があります。
また、全てについては、限られた予算の範囲での交付となりますのでご留意願います。
詳しくは、最寄りの市町村又は島根県農業経営課へおたずね下さい。